

奈良県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十八年八月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション檀原	檀原市田中町七〇番一五	平成二十八年六月三十日